

指定居宅介護支援 重要事項説明書（兼契約書）

大原在宅介護支援センター

令和6(2024)年6月版

## 第1部 重要事項説明書

### 1. 指定居宅介護支援の目的

指定居宅介護支援は、利用者の心身の状態等に応じた適切な居宅サービス計画（以下、「ケアプラン」）の作成を行い、作成されたケアプランに沿った指定居宅介護サービス等を確保し、当該サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を図り、利用者が要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅に在る有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

### 2. 相談窓口等

大原在宅介護支援センターの運営法人（以下、「事業者」という。）が提供する指定居宅介護支援についての相談窓口および連絡先は、下記4に記載するとおりです。ご不明な点は、遠慮なくおたずねください。

### 3. 担当職員

利用者への指定居宅介護支援については、利用者の住所地を管轄する在宅介護支援センターの介護支援専門員が担当職員となります。

### 4. 在宅介護支援センターの概要

#### (1) 名称等

事業所名	大原在宅介護支援センター
介護保険指定番号	指定居宅介護支援事業所（東京都 1370901371）
所在地	品川区豊町 6-25-13
電話番号	03-5749-2531
FAX番号	03-5749-2533
サービスを提供する地域	品川区
第三者評価の実施状況	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（実施状況については別紙参照）

※事業所は、その運営法人と品川区との協定にもとづき運営しています。

#### (2) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護支援専門員	/名	一名	/名
介護支援専門員	介護支援専門員	3名	名	3名
事務職員		/名	名	/名

\*職員数は変動することがあります。

#### (3) 実施日および時間

月曜日～土曜日	午前9時00分～午後7時00分 ただし年末年始（12月29日～1月3日）、祝日を除きます。
---------	--

## 5. 指定居宅介護支援の流れと主な内容

1) 重要事項説明書（兼契約書）の説明
指定居宅介護支援に係る重要事項、契約内容および個人情報の使用に関する同意内容の説明を行い、利用者およびその家族の同意のもとに契約締結します。
2) 状態の把握（アセスメント）
要介護認定調査の結果、主治医意見書および利用者基本情報などをもとに、介護支援専門員が利用者の居宅を訪問し、利用者や家族に面接のうえ抱えている問題点や解決すべき課題を分析します。
3) ケアプラン原案の作成
アセスメントの結果をもとに、どのような支援が必要か検討し、利用者および家族とともにケアプラン原案等を作成します。
4) サービス担当者会議の開催
関係する指定居宅介護サービス事業者等の担当者を招集し、ケアプラン原案について検討します。利用者の希望や心身の状況等を考慮し、指定居宅介護サービスの目標とその達成時期、サービスの種類、内容、利用料金等を決定します。
5) ケアプランの交付
検討されたケアプランの内容について確認、了承いただいたうえで、ケアプランをお渡しします。
6) 居宅サービスの提供
ケアプランに位置づけられた居宅サービスが各居宅サービス事業者から提供されます（別途、各指定居宅介護サービス事業者との利用契約が必要です）。
7) 状況の確認（モニタリング）
指定居宅介護サービス利用開始後は、原則毎月、利用者のご自宅を訪問し、利用者に面接のうえケアプランの実施状況の把握および評価を行います。
8) 再アセスメント・ケアプランの再作成
心身状況の変化等、必要性に応じて再アセスメントやケアプランの再作成を行います。
9) 納付管理
介護保険サービスの利用実績を確認します。
10) 介護報酬の請求
介護報酬の請求業務等を行います。

※2)～8)の指定居宅介護支援業務を繰り返します。

## 6. 利用料金

事業者が提供する指定居宅介護支援に対する料金規定は【重要事項説明書別表】（5頁）のとおりです（なお、料金は変更する場合がありますので、変更時にはお知らせします）。

## 7. 指定居宅介護支援の利用方法

### （1）指定居宅介護支援の開始

契約を締結した後、指定居宅介護支援の提供を開始します。

## (2) 指定居宅介護支援の終了

- ① 利用者の都合により指定居宅介護支援を終了する場合  
文書でお申し出下されば、いつでも解約できます。
- ② 自動終了  
以下の場合は、双方の通知がなくても自動的に指定居宅介護支援を終了します。
  - ア) 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援1～2と認定された場合。
  - イ) 利用者が死亡もしくは品川区の介護保険被保険者の資格を喪失した場合。
- ③ その他  
利用者またはその家族等が、事業者や事業者の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの信頼を損なう行為を行い、その改善が見込めない場合、事業者は文書で通知することにより直ちに指定居宅介護支援を終了する場合があります。

## 8. 事業者の指定居宅介護支援の特徴

### (1) 運営の方針

事業者は利用者に対し、品川区が目指す高齢者介護の目標である「できる限り住み慣れた我が家で暮らす」ことを実現させるため、適切な支援を行なうよう努めます。

- ① 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行います。
- ② 利用者の意思および人格を尊重し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な立場でサービスを調整します。

### (2) 指定居宅介護支援の実施

ケアプラン作成等の手法においては、利用者の生活機能の維持・改善を図る観点から、現在の状況や具体的な目標を明らかにし実施します。

### (3) 研修への参加

介護支援専門員は、実務に係わる研修に参加します。

## 9. 個人情報の保護

事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、指定居宅介護支援を提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は本契約終了後も同様です。また、事業者の個人情報保護に関する規定等に基づき利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、指定居宅介護支援事業者等に利用者およびその家族の個人情報を提供しません。

## 10. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに家族および品川区等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

- (2) 前項の事故状況および事故に際してとった措置を記録します。
- (3) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事業者の責めに帰すべき事由で利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

## 1 1. 指定居宅介護支援の内容に関する苦情

指定居宅介護支援またはケアプランに位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等は下記の窓口にて承ります。

	品川・大崎・八潮地区	大井・荏原地区
(1) 事業者		
所 管	大原在宅介護支援センター	
所 在 地	品川区豊町 6-25-13	
電話番号	03-5749-2531	
受付時間	月～土曜日 9時00分～19時00分 (日曜日、祝日、年末年始を除く)	
(2) 品川区(福祉部高齢者福祉課)		
所 管	高齢者支援第一係	高齢者支援第二係
所 在 地	品川区広町 2-1-36	
電話番号	03-5742-6729	03-5742-6730
受付時間	平日 8時30分～17時00分 (土・日曜日、祝日、年末年始を除く)	
(3) 東京都国民健康保険団体連合会		
所 管	介護福祉部介護相談指導課 (介護相談窓口担当)	
所 在 地	千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11階	
電話番号	03-6238-0177	
受付時間	平日 9時00分～17時00分 (土・日曜日、祝日、年末年始を除く)	

## 1 2. 主治の医師および医療機関等との連絡・連携

- (1) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、利用者について、病院または診療所に入院する必要が生じた場合には、担当介護支援専門員の氏名および連絡先を当該病院または診療所に伝えていただくことを求めます。
- (2) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者的心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等または薬剤師に提供します。
- (3) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。この場合において、介護支援専門員は、ケアプランを作成した際には、当該ケアプランを主治の医師等に交付します。

## 【重要事項説明書別表】

### 1. 料 金

指定居宅介護支援の利用料は、1ヵ月あたりの料金となっています。ただし、法定代理受領により事業者の指定居宅介護支援に対し介護保険給付費が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。

#### <基本利用料>

区分	内容	金額
指定居宅介護支援費（I）（i） (取扱い件数 45 名未満)	要介護 1・2 要介護 3・4・5	12,380 円 16,085 円

※高齢者虐待防止措置が講じられていない場合、厚生労働省が定める所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算し、算出した金額とする。

※業務継続計画が策定されていない場合、厚生労働省が定める所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算し、算出した金額とする（令和 7 年 4 月 1 日から適用）。

※指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内もしくは隣接する敷地内の建物もしくは指定居宅介護支援事業所と同一の建物（以下、「同一敷地内建物等」という）に居住する利用者または指定居宅介護支援事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く）に居住する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数に基づき算出した金額とする。

※運営基準減算に該当する場合は、厚生労働省が定める所定単位数の 100 分の 50 に相当する単位数に基づき算出した金額とする。また、2 月以上継続している場合は算定しない。

※特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より 2,280 円を減額する。

#### <加 算>

区分	内容	金額
初回加算	初めてケアプランを作成する場合や、要介護状態区分が 2 段階以上変更となりケアプランを作成する場合に算定	3,420 円
特定事業所加算	独立性や中立性を保ちながら、地域包括支援センター等と連携し、質の高いケアマネジメントを行なう事業所に算定	(I) 5,916 円 (II) 4,799 円 (III) 3,682 円 (A) 1,299 円
特定事業所医療介護連携加算	特定事業所加算（I）～（III）のいずれかを取得し、かつ、算定要件を満たす場合に算定	1,425 円

入院時情報連携加算	入院の際、入院当日中（I）、または入院後3日以内（II）に当該利用者に係る必要な情報提供を行った場合に算定	(I) 2,850円 (II) 2,280円
退院・退所加算	病院等から退院または退所するときに、病院等の職員と面談の上、必要な情報提供を受け介護サービス等の調整を行った場合（初回加算と同時算定不可）に加算（入院等期間中に1回を限度として算定）	(I) イ 5,130円
		(I) ロ 6,840円
		(II) イ 6,840円
		(II) ロ 8,550円
		(III) 10,260円
通院時情報連携加算	病院等で医師の診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行った上でケアプランに記録した場合に算定（1月に1回を限度として算定）	570円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院または診療所の職員と共に居宅を訪問し、カンファレンスを行い、サービス等の利用調整を行った場合に算定（1月に2回を限度として算定）	2,280円
ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合に算定	4,560円

## 2. 交通費

品川区内は無料です。それ以外の地域に介護支援専門員等がお伺いする場合は交通費の実費をいただくことがあります。

## 3. 解約料

利用者は、事業者に対して文書で通知することによりいつでも契約を解除する事ができ、解約料はかかりません。ただし、解約時までに発生した交通費等の実費については、ご清算いただくことがあります。

(第1部以上)